

マイナンバー（個人番号）に関するお願い

長崎家庭裁判所

手続のために提出する書面及び資料について、次の点に十分に留意してください。

審判，調停その他の長崎家庭裁判所における手続のために提出する書面及び資料（以下「書類」といいます）については、**原則として、マイナンバー（個人番号）の記載を必要としておりません。**



マイナンバー（個人番号）の**記載のない書類**を提出してください。

マイナンバーが記載されていない書類を用意できない場合、書類を提出する方において、**マイナンバー記載部分に黒く塗り潰すなどのマスキング処理を行った書類を提出してください。**

○ 発行元でマイナンバー（個人番号）が記載される可能性のある書類の例

住民票の写し，源泉徴収票，所得税・相続税の申告書等の各種税関係の申告書，雇用保険，健康保険，生活保護関係の各種申請書・届出書・請求書 など

Q1 どうしてマイナンバー（個人番号）の記載されている書類を出してはいけないのですか。書類の効力に影響はないのではないのですか。

家庭裁判所の手続において、マイナンバーが記載された書類が必要になることは原則としてありません。マイナンバーは重要な個人情報ですから、手続に必要なない情報を家庭裁判所で預かりすることは適切ではないと考えております。したがって、マイナンバーの記載されていない書類をご提出していただくようお願いいたします。

Q2 マイナンバー（個人番号）の記載のない書類はどのようにして入手すればいいのですか。

その書類を発行している各機関にお問い合わせください。

Q3 家庭裁判所では、マイナンバー（個人番号）によって当事者の情報を検索したりできるのですか。

一切できません。